

◎新潟県告示第279号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成27年3月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県長岡市阿弥陀瀬字香ノ小田1477の6
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため